

加古川市告示第140号

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により告示する。

平成28年5月17日

加古川市長 岡田康裕

1 中間検査を行う区域

加古川市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途及び規模のものであるとする。

- (1) 木造の一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、地階を除く階数が2以上のもの又は床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (2) 木造と木造以外の構造とを併用する構造の一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、地階を除く階数が2以上のもの又は床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (3) 法別表第1(イ)の欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が3以上であるもの

3 特定工程

次に掲げる工程（法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む建築物における工程を除く。）を特定工程とする。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で、(1)から(4)までの2以上の工程を含むものにあつては、(1)の工程が含まれるものは(1)の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工程を特定工程とする。また、複数の工区に分けて施工する場合で、(1)から(4)までのいずれかの工程を2以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。

- (1) 木造にあつては、柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法にあつては、耐力壁の設置工事とし、丸太組工法にあつては、軸組（丸太組）の緊結工事とする。）

- (2) 鉄骨造にあつては、1階の鉄骨の建て方工事
- (3) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、2階のはり及び床の配筋工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階のはり及び床版の取付け工事
- (4) (1)から(3)までに掲げる構造以外のものにあつては、基礎の配筋工事

4 特定工程後の工程

次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。

- (1) 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事
- (2) 鉄骨造にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事
- (3) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、2階のはり及び床のコンクリート打込み工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱及び壁の取付け工事
- (4) (1)から(3)までに掲げる構造以外のものにあつては、基礎のコンクリート打込み工事

5 適用の除外

次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第68条の11第1項の規定による型式部材等製造者の認証を受けた者による当該認証に係る建築物
- (2) 法第85条の適用を受ける建築物
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

附 則

- 1 この告示は、平成28年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に法第6条第1項に規定する確認の申請書若しくは法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類(以下「申請書等」という。)を提出する建築物又は法第18条第2項の規定に基づく計画の通知(以下「通知」という。)をする建築物について適用する。
- 3 この告示の施行日前に申請書等を提出した建築物又は通知をした建築物については、平成23年加古川市告示第41号に定めるところによる。